令和７年度決算に基づく

財政健全化及び経営健全化
審　査　意　見　書

中津川市監査委員

中監査第９号
令和８年９月４日

中津川市長　小栗　仁志　様

中津川市監査委員
光岡　要次郎
牛田　敬一

令和７年度決算に基づく財政健全化及び経営健全化審査意見書について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第３条第１項及び第２２条第１項の規定により、審査に付された令和７年度決算に基づく健全化判断比率、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類を審査したので、その結果について、次のとおり意見書を提出します。

令和７年度決算に基づく財政健全化審査意見書

１　審査の概要

この財政健全化審査は、市長から提出された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

２　審査の期間

令和８年８月２５日から令和８年９月４日まで

３　審査の結果

審査に付された「健全化判断比率」及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は､それぞれの比率の算出過程において､算出根拠となる台帳等の確認を行った結果、いずれも適正に作成されているものと認められる。

＜健全化判断比率＞　　（単位：%）

	令和7年度	令和6年度	比較	早期健全化基準
実質赤字比率	－	－	－	１２．０７
連結実質赤字比率	－	－	－	１７．０７
実質公債費比率	６．８	７．１	△０．３	２５．００
将来負担比率	－	－	－	３５０．００

（注１）実質赤字比率、連結実質赤字比率は、赤字が生じていないため「－」表示とした。

（注２）将来負担比率は、将来負担額よりもそれらに充当できる財源が上回り比率が算定されないため「－」表示とした。

（注３）早期健全化基準は国が示している数値で、この数値を超えると財政健全化計画を定め早期健全化を図る必要がある。

４　個別意見

（１）令和７年度実質公債費比率は６．８％（令和５年度～令和７年度の平均）となり、令和６年度実質公債費比率（令和４年度～令和６年度の平均）と比較して０．３ポイント減少した。

減少した主な要因は、令和７年度単年度数値について令和４年度単年度数値と比較して、市民税等が増加したことにより、標準税収入額等が１１億円増加したことや、公営企業会計等に対する準元利償還金が１．６億円減少したことなどである。

今後、人口減少による市税収入の落ち込みなども懸念されるが、引き続き自主財源の確保に取り組むとともに、国や県の支援を最大限活用し、また施設の統廃合を進めることで経常経費などの歳出額を削減するなど、将来を見据えた健全な財政運営に努められたい。

（２）将来負担比率は昨年度に引き続き、発生しなかった。一般会計においては、リニ

ア関連事業や行政機能移転などの大型事業の借入が集中したものの、令和７年度の借入額が元金償還額を下回ったことから、地方債残高は令和６年度に比べ１．３億円減少となった。

今後も重点的・効率的な事業計画により、将来世代の負担を平準化し、健全な財政運営を図られたい。

５　各健全化判断比率の算出方法

（１）実質赤字比率

標準財政規模に対する一般会計を対象とした実質赤字の割合

$$\frac{\text{一般会計実質赤字額}\quad \triangle 4,578,153\text{ 千円}}{\text{標準財政規模}\quad 25,189,386\text{ 千円}} \times 100$$

（２）連結実質赤字比率

標準財政規模に対する全会計を対象とした実質赤字の割合

$$\frac{\text{連結実質赤字額}\quad \triangle 10,426,953\text{ 千円}}{\text{標準財政規模}\quad 25,189,386\text{ 千円}} \times 100$$

※実質赤字額及び連結実質赤字額が発生していない場合は、△で表示します。

（３）実質公債費比率（３か年平均「％」）

標準財政規模に対する公債費及び公債費に準ずる経費の割合

$$\frac{\text{（元利償還金＋準元利償還金）－（特定財源＋元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額）}}{\text{標準財政規模－元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額}} \times 100$$

【　令和５年度　】

$$\frac{5,857,280\text{ 千円} - 4,431,568\text{ 千円}}{24,215,367\text{ 千円} - 4,030,045\text{ 千円}} \times 100 = 7.06311\ \%$$

【　令和６年度　】

$$\frac{5,756,624\text{ 千円} - 4,326,322\text{ 千円}}{24,544,160\text{ 千円} - 3,979,906\text{ 千円}} \times 100 = 6.95528\ \%$$

【　令和７年度　】

$$\frac{5,659,437\text{ 千円} - 4,270,811\text{ 千円}}{25,189,386\text{ 千円} - 3,882,172\text{ 千円}} \times 100 = 6.51716\ \%$$

【　３か年平均　】

$$\frac{7.06311 + 6.95528 + 6.51716\ \%}{3} = 6.84518\% \fallingdotseq 6.8\%$$

（４）将来負担比率

標準財政規模に対する一般会計が将来負担すべき実質的な負担の割合

$$\frac{①\ -\ (②+③+④)}{標準財政規模\ -\ ⑤} \times 100$$

①将来負担額

②充当可能基金額

③特定財源見込額

④地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額

⑤元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額

$$\frac{55,245,191\text{千円} - 57,347,578\text{千円}}{25,189,386\text{千円} - 3,882,172\text{千円}} \times 100 = — \%$$

令和７年度決算に基づく経営健全化審査意見書

１　審査の概要

この経営健全化審査は、市長から提出された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

２　審査の期間

令和８年８月２５日から令和８年９月４日まで

３　審査の結果

審査に付された「資金不足比率」及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

＜資金不足比率＞　（単位：％）

会計名	令和7年度	令和6年度	経営健全化基準
水道事業会計	―	―	２０．００
下水道事業会計	―	―	２０．００
病院事業会計	―	―	２０．００

（注１）資金不足比率は、いずれも資金不足でないため、「－」表示とした。

（注２）経営健全化基準を超えた場合は、公営企業会計ごとに経営健全化計画を定め、早期健全化を図る必要がある。

４　資金不足比率の算出方法

資金不足比率とは、資金の不足額が事業の規模に対してどの程度あるかを示すもので公営企業会計ごとに算定した額となる。

○法適用企業（水道事業会計、下水道事業会計、病院事業会計）

$$\frac{\{(\text{流動負債}-\text{控除企業債等}-\text{控除未払金等}-\text{控除額})+\text{算入地方債の現在高}-(\text{流動資産}-\text{控除財源}-\text{控除額})\}-\text{解消可能資金不足額}}{\text{事業の規模（営業収益の額}-\text{受託工事収益の額）}}$$

$$\text{水道事業会計の資金不足比率} = \frac{\triangle 720,005\text{ 千円}}{1,814,059\text{ 千円}}$$

$$\text{下水道事業会計の資金不足比率} = \frac{\triangle 1,000,613\text{ 千円}}{1,036,641\text{ 千円}}$$

$$\text{病院事業会計の資金不足比率} = \frac{\triangle 2,802,581\text{ 千円}}{8,347,809\text{ 千円}}$$

※資金の不足額が発生していない場合は、△で表示